

令和4年度 第24回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年7月21日(木) 午後3時00分～午後4時35分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
6番 米田 隆至委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員
農業委員 奥藤 康正委員 高本 知宜委員
推進委員 藤井 幸三委員 細見 和範委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第117号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第118号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第119号 非農地証明申請について
日程第4 議案第120号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第121号 特定農地貸付法による特定農地貸付申請の承認について
- 8 事務職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子
主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第24回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第24回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」は、5番の高本知宜委員と、7番の米田利秋委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第117号農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位229番の提案理由の説明を地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 受付番号229について説明させていただきます。航空写真の229番をご覧ください。ちょっと書類のほうと反対なんですけども、説明しやすいほうからさせていただきます。立尾●●番地でございます。ハウスの方ですけれども、県道溝黒竹田線を迫間、喜多垣、溝黒を通り抜けて、三保区に入りますと、自動販売機が四、五台並んだ三差路がございます。そこを左に入っていきますと、●●の大きな作業場がございます。その斜め上のほうに2棟ほどハウスがございます。●●のハウスでございます。そこが該当の農地となっております。航空写真で見ただけのように、ハウス半分が今回の該当農地になります。

続いて、帯谷●●番地の説明をいたします。先ほどの交差点を直進しまして100メートルほど行きますと、●●さんの住居がございます。●●番地が●●さんの住居でございます。その住居の横を上がっていきますと、現在草むらになっておりますが、山椒の木が8本ほど植栽されております。ここはヤマビルが出るようになりまして、また、収穫担当のお母さんが高齢になられまして、収穫できなくなって草むら状態になっているものでございます。このままでは申請しにくいということで、本人と面談しまして、7月中に草刈りをしてほしいと依頼しております。今日も確認の電話をしたところでございます。譲受人の●●さんは、皆さんご存じのように、ハウスを中心とした、メロン、イチゴ、キュウリ、トマトなどをハウス栽培中心でやっておられます認定農業者の方でございます。譲渡人の●●さんは●●にお勤めでして、退職後は介護施設の仕事をされておりました。足を傷められまして、現在ちょっと歩行が難しい状態で、農作業等は委託されている状態でございます。このたび、●●さんに●●さんのほうから売買契約の相談がありまして、このたびの契約になった次第でございます。営農計画書、農地に関わる誓約書も提出されております。3条審議資料全てをクリアしておるといように考えております。山椒のところは、私が草刈りをしたときに確認する約束をしております。慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位230番及び231番、提案理由の説明、地元委員、私のほうからいたします。

まず、230番の航空写真をご覧ください。ここは山東町粟鹿の田中や西地集落の近辺の写真でして、下のほうに高速道路、すぐ右のほうが山東インターチェンジになっております。右上の白いところは旧粟鹿小学校のグラウンド等があります。その前の道路を下に、南のほうに行きますと粟鹿神社となっております。高速道路に近い2つの農地が申請地でございます。

粟鹿自治協議会の場所が間違っまして、北のほうの建物になってますけれども、運動場の下の南の左端、粟鹿幼稚園の跡が自治協議会になっています。

譲渡人の●●さんは滋賀県のほうに住まれておりまして、以前より、●●番地のほうは近くの集落の大型農家が耕作されておりました。今年から譲受人の●●さんが耕作されるようになりました。もう一つの●●番地は、●●推進委員の勧めもありまして、以前より●●さんが耕作されております。●●さんは専業農家でして、多くの農地を耕作されてお

りまして、審議資料の上でも適合しており、問題はないように思います。審議のほどをよろしく願います。

続きまして、231番の航空写真を見ていただきます。ここは先ほどの地区の北側に当たりまして、写真の真ん中の下に白くなっているのが先ほどと一緒、粟鹿小学校の跡です。右下のほうが山東インターチェンジの入り口方面です。写真の右真ん中から左上には国道427号線、同じように右下から左上に柴川が流れておりまして、その川の側道に沿った農地が申請地です。譲渡人の●●さんは相続で取得されておりますけれども、耕作できないということで、これも●●推進委員の勧めもありまして、譲受人の●●さんが以前より耕作されております。司法書士の方の届出の手続が最近になったということでお聞きいたしております。特に問題はないと思いますので、ひとつ審議のほどよろしく願い申し上げます。

229番から231番につきまして、地元委員からの提案の理由の説明がありました。

現地調査委員の高本委員から補足説明はございますか。

○高本委員 7月6日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地調査、行ってまいりました。現地調査委員のほうより補足はございません。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問はございませんか。特にないようですので、受付順位229番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位230番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位231番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第118号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位232番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 受付番号232について説明させていただきます。航空写真の232をご覧ください。農地のあるところは、先ほどと同じように県道溝黒竹田線を旧和田山病院側から迫間地域に向かって上がっていきます。迫間地域を通り過ぎまして、下ったところに太陽光発電設備、写真にありますとおり、たくさんの設備がございます。その20メートルほど先に行きますと、該当の営農型の発電設備がございます。手前の橋を渡りますとすぐのところがございます。該当農地は平成28年に賃借されたもので、今回は継続申請というようになっております。法改正がありまして、転用許可が3年から10年になったということで、改めて今回、継続申請されるものです。以前は下のほうにミョウガが植栽されていましたが、そのミョウガも反収●●万円あるかどうかということで、少し疑っていたんですけども、今回、サツマイモが植栽されているようです。

7月6日に福知山にあります行政書士事務所の●●さんと現場で打合せをし、経過説明を受けました。株式会社●●は、養父が支店といいですか、本店は平成30年に福知山に移転登記されております。事業内容は、農業関係、畜産関係の加工品の販売、また、太陽光発電施設の設置等を全国的にやっておられます事業所のようにございます。このたびの改正によりまして、10年の継続申請となりました。地元同意書、隣接同意書も添付されております。審議資料の一般基準、立地基準に照らしましても特に問題はないように感じております。慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位233番及び234番、2件の提案理由の説明を地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位233番の航空写真をご覧ください。申請地は、地図の下側に見えます和田山町東谷区の国道9号線上、新和田山トンネルと城ノ山古墳の間にあります日下部釣具店前交差点から見まして、和田山郵便局方面に向かって80メートルほど進んだところにあります、地番●●の田となります。今回の申請地は、受付順位112番の申請案件時に皆様にご審議いただいた田の分筆地となりますので、記憶に残っておられることと思います。

申請案件資料233番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。

申請地につきましては、和田山駅南土地区画整理事業により整備されており、第3種農地に該当します。このたび譲受人が新居を建築するに当たり、譲渡人との売買の合意を受けて今回の申請に至りました。具体を述べますと、譲渡人の●●氏は、父親から譲り受けた大小2筆の田を同面積となるように2分割し、分筆登記の上、1筆を先ほどの審査案件112番で有償譲渡し、今回は残りの1筆、地番●●を有償譲渡するものであります。地目は田でありながら、先ほど述べましたように、土地区画整理時には上水道管、下水ますが田の中まで敷設されている状況にありました。また、現況的には田の様相を呈しておらず、譲渡人の始末書も添付しての申請となっております。

一方、譲受人の●●氏は近くの賃貸アパートに住み、会社員として働いておられ、このたび和田山町に居を構え、今後の生活拠点にしたいとのことで購入に至りました。一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び資金調達計画書等を確認し、事業計画の確実な推進が見込まれ、内容の目的が果たされるものと思われまます。また、地元副区長及び農事部長の同意書も添付され、何ら問題無く許可相当と思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付順位234番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町高田区にあります。位置的には、写真に写っております国道9号線のうどん屋一心と明記してありますが、この一心の地図上で右側にあります大きな集落が高田区となります。字が町屋敷と言われますように、古くより県道を挟んで住宅が連檐する集落で、今回の申請地も集落の一画となります地番●●及び●●となります。

審査案件資料234番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。譲渡人の●●氏は40年前に住宅地を相続しましたが、当時は大阪、現在は静岡に居を構えながら管理をしてきましたが、居住物件を探していた譲受人の●●氏に7年ほど前に有償で譲渡しました。ところが、●●氏は非農家であったため、住宅地を構成する敷地のうち、畑として登記がなされていた農用地部分については取得できなかった経緯があります。譲渡人の●●氏としては、今後の管理や固定資産税の負担等を考え、●●氏に無償で譲り受けてもらえないものだろうか打診し、●●氏も住宅地内に庭が欲しいということで合意に至り、今回の申請となりました。庭としての植栽計画ができており、目的は達成されることが見てとれます。また、地元区長及び農事部長の同意も添付されております。5条申請案件として適切であることを、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位235番の提案理由の説明を地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、説明させていただきます。現地のほうを6月28日に確認いたしました。受付順位235番航空写真をご覧ください。糸井地区の県道10号線を竹ノ内、出石方面へ向かう途中の、写真にはちょっと写ってないんですけど、糸井小学校が右手に見えて、そこから少し行った先に申請地の●●番地があります。譲受人、●●さんが美容室を新築するに当たり、譲渡人、●●さんとの合意に至ったので、農地法第5条申請がありました。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、隣接する農地の所有者の同意書も添付され、何ら問題無く許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位232番から235番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の奥藤委員のほうから補足説明がございますか。

○奥藤委員 失礼します。7月6日にお昼から農業委員2名、高本氏、それから私、それから推進委員の藤井さん、それから細見さん、合計4名と、事務局2名の合計6名で実施させていただきました。先ほど来から地元委員さんが詳しく御説明あったとおりでございます。何ら問題ないと思います。許可相当と思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位232番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、233番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位234番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位235番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第119号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位236番の提案理由の説明を地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位236番の航空写真をご覧ください。申請地は朝来医療センターの法興寺側の市道を比治方面に向かい、左手にサン・コーポラス和田山、昔の雇用促進住宅です、右手に料理店の菊屋を過ぎますと、次の交差点、手前の右側にある地目、畑、地籍、124平米の案件です。申請農地は、昭和56年に和田山町の道路用地として買収した際に車庫を建築され、宅地として使用し、そのまま現在に至っております。今後は農地法の規定を遵守し、かかることのないよう誠実に履行すると申されております。農地法の許可を受けずに着手された、なおかつ使用してきたことを深く反省され、現況と合致させるために、ここに非農地証明願を提出されています。非農地となっても20年以上経過しており、審議資料にも何も問題無く、証明相当と思われます。ご審議をよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位236番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高本委員のほうから補足説明はございますか。

○高本委員 失礼します。7月6日に行ってまいりました。現地調査委員のほうからは補足はございません。

○石原会長 それでは、この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位236番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第120号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第120号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。農林振興課の福富と申します。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、別紙のほうの資料、一番上に7ページと記載してある資料をご覧ください。農用地利用集積計画の概要につきまして、1の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について、まず、田のほうは面積が13,604平方メートル、筆数10筆、畑につきましては、面積、筆数ともにゼロ、合計といたしまして13,604平方メートル、筆数10筆。利用権の設定を受ける戸数として3戸、利用権の設定する戸数として7戸。

次に、2の設定する利用権の概要につきまして、使用貸借権、2筆、1,539平方メートル、賃貸借権8筆、12,065平方メートル。利用権の終期について、令和14年末で切れますのが8筆、12,065平方メートル、令和15年末で切れますのは2筆、1,539平方メートルとなります。

3の利用権の設定を受ける者及び設定する者につきましては、次のページをご覧ください。すみません、まず初めに、先ほどご指摘がありまして、一部修正をお願いいたします。貸付者の真ん中辺り、●●さんと記載しておりますが、正しくは●●さんに修正をお願いいたします。

そうしましたら、まず初めに今回、中間管理権の設定が2件ございまして、●●さんからひょうご農林機構に貸し付けるものにつきましては、●●さんに貸し付ける予定となっております。また、一番上の行の●●さんからひょうご農林機構に貸し付けるものにつきましては、●●さんに貸付予定となっております。

利用権設定の受ける者及び設定する者につきましては以上となりまして、次の9ページ目につきましては、利用権の設定を受ける者（耕作者）として上げております。また、最後のページ、10ページ目につきましては、利用権を設定する者として合計7名、設定面積13,604平方メートル、記載しておりますので、またご確認をお願いいたします。

担当課の説明は以上となります。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問がありますか。

ないようですので、議案第120号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第121号、特定農地貸付法による特定農地貸付申請の承認について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第121号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 引き続き失礼いたします。本日配付しております12ページ目をご覧ください。特定農地貸付の承認申請書といたしまして、和田山地区地域自治協議会さんから市民農園を開設したい旨をいただきましたので、今回申請を上げさせていただいております。

まず初めに、別に配付させていただいております特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の概要と記載のある資料をご覧ください。今回、市民農園の開設について、特定農地貸付法により開設の申請を行うものです。特定農地貸付法につきましては、現在、法律の改正により、農地所有者など地方公共団体以外での開設が可能となりまして、例で言いますと、平成23年に同じような形で糸井の地域自治協議会さんが市民農園を開設しております。先ほども申し上げましたとおり、今回申請を上げさせていただく団体につきましては、和田山地区地域自治協議会さんとなっております。

先ほど申し上げました1枚物の資料の裏面をご覧くださいののですが、こちらに特定農地貸付法の仕組みといたしまして、図を示させていただいております。今回和田山地区地域自治協議会さんが対象となりますのは、一番下の3、地域公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合に該当いたします。こちらの農地を所有していない者の括弧の中に企業、NPO法人等々記載がありますが、和田山自治協議会のような任意団体では本来、市民農園を開設することができませんが、個人である構成員が連名で農地を借り受けた場合、市民農園を開設することは可能となっております。

この貸付につきまして、どのように手続を進めていくかといいますと、まず、図の中の一番真ん中辺り、貸付協定とありますが、こちらにつきまして、まず、市と自治協議会でこの貸付協定を結びまして、次に、右に行ってくださいまして、③、④で本日の農業委員会の承認を求めるものとなっております。貸付協定の内容につきましては、こちらは農園の開設者が市民農園として農地を適切に管理、利用することなどを約束するために、農地の所在している朝来市と提携する協定となっております。

また、資料のほうに戻っていただきまして、17ページをご確認ください。こちらに特定農地貸付規定をつけておりますが、こちらにつきましては、農園の開設者が農園利用者に農地を貸し付ける際のルールを定めた規定を設けておりまして、今回承認のために提示をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

担当からは以上となります。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問はございますか。あまり、このケースはめったに出てくるものじゃないですけど。

高本委員。

○高本委員 失礼します。7月6日の現地調査の際に、一応現場を見てきました。場所的には普通の田んぼを作る場所であるというよりは、畑にするような土地なのかなというような場所でした。ただ、市民農園に際して、周りに駐車場等がないので、その辺だけがちょっと懸念するところというふうなことを報告させていただきます。

○石原会長 担当課のほう、この件につきましては何かありましたか。

○担当課 先ほどの件につきまして、今、自治協さんのほうから聞いていますのは、駐車場は枚田の中央公民館の駐車場を借用されるということにして、あと、休憩施設でしたりトイレもその公民館を使用されるそうですので、恐らく大丈夫かなと思うんですけども、その辺りは自治協さんに確認させていただきたいと思います。

○石原会長 大分離れてますか、僕は知らないんですけど。距離が大分あるんですか。

○高本委員 300メートルぐらい。

○石原会長 300メートルぐらいあるんですか。運動のためになるからいいんじゃない。ここの写真の物部藪崎線ですか、その外、地図からいうと左のほうの何か四角い道からちょっと入ったところに大きな建物がありますね、これ公民館ですね、

そのほか何かご質問ございますか。特にないですか。

それでは、議案第121号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

本日の議案審議はこれで全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者にご挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 4 時35分終了)